

会員業務仕様書

第1条（会員への業務の委託）

株式会社（以下「発注者」という。）は、広川・湯浅広域シルバー人材センター（以下「センター」という。）を通じて、別添会員に対して以下に記載する業務（以下「本件会員業務」という。）を委託する。

（1）（業務の内容）

会員の行う本件会員業務については、（業務内容）とする。

（2）（会員業務委託料）

発注者は、本件会員業務の対価として、当該業務を実施する会員に対して、
円を支払う。

（3）（業務を行う場所）

業務を行う場所については、
とする。

（4）（業務の履行期日）

業務の履行期日については、令和 年 月 日までに行うものとする。

第2条（その他の就業条件）

前条に定めるもののほか、本件会員業務に係る就業条件は、別紙「会員業務就業規約」に定めるところによる。

第3条（その他）

本仕様書及び別紙「会員業務就業規約」に定めのない事項については、発注者及びセンターが協議し、かつ、本件会員業務を実施する会員の同意を得て、決定するものとする。本仕様書又は別紙「会員業務就業規約」の各条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

令和 年 月 日